

2015年7月1日

全2頁

バーゼルⅢの初歩 特別回

# 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）、 資本賦課される？

金融調査部 主任研究員  
鈴木 利光

本年5月8日に最終回を迎えたこのシリーズでは、バーゼルⅢの仕組みを、可能な限りわかりやすく説明してきました。今回は特別回として、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の議論の概要を解説します。

## 1 銀行勘定の金利リスク（IRRBB）の市中協議、遂に公表

第20回（最終回）で述べたとおり、「バーゼル3.5」又は「バーゼルⅣ」と呼ぶに相応しい見直しの議論のひとつに、「銀行勘定の金利リスク（IRRBB: Interest Rate Risk in the Banking Book）」と呼ばれるものがあります。これは、預金取引や融資取引を行う「銀行勘定」で保有する国債や住宅ローンなどの金利リスクをカバーする資本を新たに積み上げる（資本賦課）べきか否かという議論です。ここ1年ほど絶えず報道等で市場の関心を集めてきましたが、本年6月8日、バーゼル委は、遂に、IRRBBの市中協議文書（意見募集）を公表しました。

## 2 議論の発端は金融危機と低金利

IRRBBとは、金利水準の変動により、銀行勘定の資産・負債の市場価格又は収益が変動することにより生じるリスクです。

現行のバーゼル規制では、IRRBBは、「第一の柱」（最低自己資本比率規制）における計算式の分母に算入する必要がありません。すなわち、資本賦課の対象となっておりません。IRRBBは、あくまでも、「第二の柱」（金融機関の自己管理と監督上の検証）にて「アウトライヤー規制」に服するにとどまっています。「アウトライヤー規制」とは、銀行勘定の金利リスク量が自己資本の20%を超える銀行（アウトライヤー銀行）の自己資本が十分か否かについて、各国の監督当局が「特に注意を払う」とする監督体制をいいます。ただし、アウトライヤー銀行に該当したからといって自動的に資本賦課が求められるわけではありません。

こうした取扱いは、短期的な売買を行う「トレーディング勘定」の金利リスクが「第一の柱」で資本賦課の対象となっていることと対照的です。

IRRBBの議論の発端は、バーゼル委が並行して検討している「銀行勘定とトレーディング勘定の境界の見直し」にて、2008年の金融危機以降、銀行勘定に区分されている国債の中には、実質的にはトレーディング勘定に区分すべきものがあるのではないかと指摘がされたことです。また、バーゼル委は、多くの国・地域における現在の歴史的な低金利環境にかんがみ、金利の上昇により生じる潜在的な損失を補うべく、金融機関の適切な資本の確保を促進する必要があると考えています。

### 3 「1 柱案」と「2 柱案」の両論併記で意見募集

本年6月8日によく公表された市中協議文書は、IRRBBの取扱いについて、「第一の柱」で資本賦課の対象とする案(1柱案)と、現行のアウトライヤー規制を強化する案(2柱案)の両論併記となっています<sup>1)</sup>。このように、市中協議の段階で全く異なるアプローチを併記するというのは、異例の事態と言えます。

総資産に占める日本国債の割合が15%弱にのぼると言われている邦銀からみて望ましいのは、もちろん、2柱案でしょう。ただし、1柱案であっても、資産と負債の両サイドを勘案し、それぞれの金利リスク量の相殺を認めていることから、コア預金(流動性預金のうち、実態としては引き出されることなく長期間滞留する預金)を多く保有する銀行であれば、資本賦課のインパクトを緩和することが可能です。

バーゼル委は、市中協議文書に対するコメントや定量的影響度調査(QIS)の結果を踏まえ、秋以降に議論を再開する予定です。最終規則の公表時期は明らかにされていませんが、すでに銀行は対応を迫られていると言えます。

### 4 邦銀による日本国債の保有への影響や如何に

IRRBBが実施された場合、邦銀による日本国債の保有にどのような影響があるのでしょうか？

この問題を考えるにあたっては、バーゼル規制の対象である国際統一基準行と、日本独自の自己資本比率規制の対象である国内基準行に分けて考える必要があります。国際統一基準行については、基本的に潤沢な自己資本を有しており、バーゼル規制の最低所要水準を大きく上回る自己資本比率を達成していることに加えて、すでに日本国債保有のボリュームを徐々に減らしてきているので、IRRBBによって直ちに日本国債を売却するというにはならないでしょう。これに対して、国内基準行のうち、資産ポートフォリオに占める日本国債の割合が半分近くにのぼる銀行については、仮に1柱案が採用されて資本賦課が求められたとすると、同時に議論されている「ソブリン・リスクの見直し」(第20回参照)による影響と併せて、日本国債の売却を迫られる可能性があります。

しかし、そもそも、バーゼル規制の見直しの一環として議論されているIRRBBが、国内基準行にも適用されるか否かについては、別途検討を要する事項です。この点については、監督当局である金融庁の裁量に委ねられています。国内基準行への影響を軽減する、あるいは日本国債の消化を促すことを念頭に置くのであれば、IRRBBの対象は国際統一基準行に限定されるという判断をするでしょう。これに対して、地銀再編の促進を重視するのであれば、規制対応への体制整備が間接的に地銀再編促進の手段となり得るとも考えられることから、国内基準行にも適用するという判断をする可能性もあるでしょう。

したがって、IRRBBの焦点は、国内の地銀再編の問題と併せて、これが国内基準行にも適用されるか否かにあると言えるでしょう。

以上

1) 「1柱案」と「2柱案」の概要については、以下の大和総研レポートを参照ください。

◆ 「銀行勘定の金利リスク、両論併記で意見募集」(鈴木利光) [2015年6月15日]  
([http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150615\\_009824.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20150615_009824.html))